

庁内窓口業務改善検討会設置要綱

（設置目的）

第1条 近年の窓口行政を取り巻く環境の変化に対応するため、窓口における市民サービスのあり方やデジタル化による業務改善を検討する「庁内窓口業務改善検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- （1） 窓口業務改善に関する事項
- （2） 窓口業務の連携に関する事項
- （3） 窓口業務のデジタル化に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合経営部長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求めることができる。
- 5 副会長は、会長の職務を補佐する。

（会議）

第5条 部長級会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 課長級会議は、会長が招集し、企画調整担当課長が議長となる。

（分科会）

第6条 必要に応じ、検討会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、検討会から付託された事項について調査、検討等を行う。
- 3 分科会は、検討会が指定する者をもって構成する。
- 4 分科会は、会長が招集し、会長から指名を受けた課長職が進行する。
- 5 会長は、分科会において検討した事項を検討会に報告する。

（事務局）

第7条 検討会及び分科会の事務局は、総合経営部に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)6月23日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)8月14日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)12月13日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)7月16日から施行する。

別表

部長級会議	課長級会議
総合経営部長 経営改革担当部長	企画調整担当課長 経営改革課長 デジタル推進課長
財政部長	住民税課長
市民部長	市民総務課長 市民課長 八王子駅南口総合事務所長 元八王子地域事務所長
福祉部長	福祉政策課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害者福祉課長
健康医療部長	保険年金課長 大横保健福祉センター館長 生活衛生課長
子ども家庭部長	保育幼稚園課長 子育て支援課長
学校教育部長	学務課長